

令和4年第2回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和4年3月24日(木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時30分 閉会宣言14時20分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。無し

6. 遅刻者は次のとおりです。無し

7. 早退者は次のとおりです。無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	小林正明
生涯学習課主幹	土井泰宣	生涯学習課主査	原田了

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第10号	修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について
議案第11号	清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について

10. 議事の経過

別紙

## 第2回清里町教育委員会議事次第

令和4年3月24日(木)

議長	<p>ただいまから、令和4年第2回清里町教育委員会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則第6条により本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第24条第2項の規定により、福田委員と高見委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第10号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課主幹)</p> <p>ただ今上程されました、議案第10号「修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要領は、修学旅行や各種学校行事等において職員の勤務時間の割振りを弾力的に設定することを目的としています。</p> <p>今回の改正は、道立学校の要綱改正に合わせて、対象となる行事等に、「進路指導に関する業務」を追加するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条第15項の次に「進路指導に関する業務」の説明として第16項を加えます。</p> <p>また、第3条第2項第15号の次に「第16号 校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務」を追加するものです。</p> <p>さらに、別記様式1の記載上の注意のうち、5の「かっこ15」を「かっこ16」に改めます。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和4年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
議長	<p>これから質疑を行います。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第10号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領についてを採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第10号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領については、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第11号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課主幹)</p> <p>ただ今上程されました、議案第11号「清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、教職員がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、「児童生徒の心身に対する悪影響」、「清里町の教育に対する住民の不信」、「教職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境が害されること」等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、教職員及び児童生徒の利益の保護並びに教職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とするその詳細を規定するものです。今回、国の人事院規則が改正され、新たに不妊治療のための休暇が新設され、このことに対するハラスメントの防止の観点から、国の指針が改正され、本町要綱も改正するものであります。</p> <p>また、ハラスメントの定義がより細分化されてきていることから、ジェンダー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントを規定するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第1条につきましては、ハラスメント防止目的にジェンダー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントを追加するものです。</p> <p>第2条につきましては、ハラスメントの定義として、第1項第1号、第5号及び第6号に、ジェンダー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントを追加するものです。</p> <p>第3号のア、第8号のイ・エに不妊治療を追加し、別表第1の「妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用」の欄に、出生サポート休暇とし</p>

	<p>て不妊治療を追加いたします。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第11号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第11号 清里町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の委員会を閉会いたします。</p>